法と人間科学通信

LAW AND HUMAN SCIENCES

Vol. 13

2015 年 9 月号

発行：文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」　代表：仲 真紀子
総括班出版担当：伊東 裕司・指宿 信・城下 裕二（50 音順），支援室

◆ 目　次

■「法と人間科学」総括班支援室からのお知らせ ----- 1
・9 月度「札幌法と心理研究会」開催
・日本心理学会公開シンポジウム ---------- 2
「コミュニケーションの暴走　いじめ・DV・虐待」開催

■ 実務家と研究者のクロスセクション
「法と人間科学」と先生との関わりや期待するもの
～「性的虐待」と司法面接への期待～
札幌弁護士会　秀嶋 ゆかり

■ 研究アゴラ ---------- 3
研究紹介
アメリカの大学院における社会心理学者と「法」
名古屋大学大学院 環境学研究科　唐沢 穣
・総括班支援室からのご案内

巻頭歳時記

9 月に入り季節は秋になりました。真っ青な空に浮かぶ高低多様な雲は芸術作品さながらですが、一方で台風・大雨など自然の脅威も見せつけられます。

さて、今年後半イベントの紹介です。10 月 16 ～ 18 日の第 9 回東アジア法と心理学国際会議は、若手の国際学会登竜門です。多くの若手研究者のご参加よろしくお願いします。10 月 23 日は、北海道大学東京オフィスにて拡大総括班会議を開催します（http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/116/689/）。ここでは、今年度前半の各班から研究班の活動報告とさらにプロジェクト全体の展望について発表してもらいます。さらに、2 月に北海道大学にて開催する公開型の総括シンポジウム（仮称）の内容などについて話し合います。実務家研修は、下記のように順次開催されます。仲先生の司法面接研修を始め、11 月 1 日は羽渕先生企画の徳山大学福祉情報学会との共催による学術シンポジウムと連合した内容、23 日は田中先生企画の昨年度実務家研修の続編、3 月は仲班の橋場先生企画となっております。（総括班支援室・高橋）

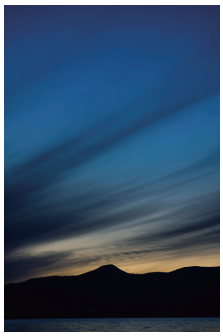

「法と人間科学」総括班支援室からのお知らせ

■「法と人間科学」に関連するイベント情報

■ 9 月度「札幌法と心理研究会」

http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/778/

- 日時：　9月２８日（月）18:30 ～
- 場所：　北海道大学 人文社会科学総合教育研究棟（W棟）101 教室
- 報告題目・内容・報告者：

①「法の非専門家による目撃証言の信用性判断に関する一考察：think-aloud 法を用いた調査を通じて」
名畑康之 氏（北海道大学大学院文学研究科・学術研究員）

②「目撃者の属性と裁判員裁判における証言の信用性判断」
堀田尚徳 氏（北海道大学大学院法学研究科・博士後期課程）

■日本心理学会公開シンポジウム
「コミュニケーションの暴走　いじめ・DV・虐待」

http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/116/779/

「法と人間科学」代表の　仲 真紀子 教授の企画による日本心理学会公開シンポジウムが下記の通り開催されます。奮ってご参加下さい。詳しい内容は下記 URL をご覧下さい。
http://www.psych.or.jp/event/sympo2015_dv.htmll

【東京会場（定員 300 名）】
2015 年 11 月 22 日 (日) 13:30 ～ 16:30
東京大学 弥生講堂 (http://www.a.u-tokyo.ac.jp/yayoi/map.html)

【京都会場（定員 200 名）】
2015 年 12 月 20 日 (日) 13:30 ～ 16:30
京都女子大学 C 校舎 C412 教室
(http://www.kyoto-wu.ac.jp/access/index.html)

■ 2015 年 実務家研修のお知らせ

10 月以降の新学術領域研究「法と人間科学」実務家研修は、下記の通り開催いたします。奮ってご参加よろしくお願いいたします。
情報は随時、HP にて更新・ご案内いたします。

■ 2015 年度 10 月司法面接研修　< 募集締め切りました >

［仲班企画］
10 月 26・27 日（月・火）[北海道大学・クラーク会館]
http://child.let.hokudai.ac.jp/training/?r=268

■学術シンポジウム・法と心理学者による実務家研修
「多言語社会を迎えてことばの壁とどう向き合うか ～留学生が事件・事故に遭遇したとき～」< 参加者受付中 >

［羽渕班企画・徳山大学 福祉情報学会共催］
11 月 1 日（日）13:00 ～ 17:15 [徳山大学・301 教室]
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/777/

■ 2015 年度 11 月司法面接研修 < 募集締め切りました >

［仲班企画］
11 月 16・17 日（月・火）[北海道大学・クラーク会館]
http://child.let.hokudai.ac.jp/training/?r=269

■「子どものための司法面接と体験を語る子どもの心理 ～子どもへの包括的な支援をめざして～」<9/28 より受付 >

［田中班企画・元安田班・仲班連携］
11 月 23 日（祝･月）10:00 ～ 16:00 [ウィンクあいち･1307 会議室]
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/776/

■「児童虐待における多機関・多職種ネットワーク構築に向けて」

［仲班（橋場先生）企画］
2016 年 3 月 13 日（日）13:00 ～ 17:00 (予定) [東京]

実務家と研究者のクロスセクション

「法と人間科学」と先生との関わりや期待するもの
～「性的虐待」と司法面接への期待～

札幌弁護士会　秀嶋 ゆかり

秀嶋ゆかり先生は、「法と人間科学」とはご縁があり、代表の仲真紀子先生や公募研究班代表の松本克美先生とも一緒にお仕事された経験がおありです。今年は、札幌法と心理研究会でも講演いただき、活動にご協力いただいております。ここでは、実務者の視点から法と人間科学に寄せる期待をご執筆いただきました。

釧路 PTSD 裁判といわれる子ども時代に親族から継続的な性的虐待を受けた女性の裁判に、控訴審（札幌高等裁判所）から関わりました。この裁判は、去る 7 月 8 日付最高裁決定において、原告の請求が認められる形で確定しました。しかし、このような性的虐待被害について、損害賠償請求等の裁判を起こすこと自体、様々な「壁」に阻まれ、極めて困難であり、事案はほんの氷山の一角に過ぎません。この裁判では、いわゆる時の壁 -「除斥期間」が問題になりました。被害者の損害賠償請求は、加害者の不法行為から 20 年経過すると請求できないという「除斥期間」により請求権がなくなるのではないか、との問題です。原告は、平成 19 年頃からうつ病を発症し、その後、PTSD との診断を受けています。札幌高裁の判決では、平成 19 年頃からのうつ病発症があらたな損害であり、そこから 20 年の除斥期間は経過していないとして、原告の請求を認めました。しかし、釧路地方裁判所の一審判決は、原告が 5，6 歳のときから受けていた性虐待中にも PTSD の症状の一部が出ていたとして、最後の被害から 20 年経過により除斥期間を理由に原告の請求を棄却していたのです。加害者が親や親族であった場合、自らの力で加害者を訴えられるのは、早くても成人して以後でしょう。私たちは、この「時の壁」の法改正が必要であると訴えています。

昨年、韓国光州で、ひまわり児童センターと、朝鮮大学病院内に設置された性暴力被害者のためのワンストップセンターを視察する機会がありました。ひまわり児童センターは、虐待被害者のケア等を行う専門機関であり、ワンストップセンターは、被害者が子どもであると大人であるとに拘わらず、性暴力や DV 被害者に対する緊急的な医療、法的な相談も含めた相談、警察への告訴等手続、証拠保全ならびに司法面接等の対応を 1 か所で受けることができる機関です。ソウルのワンストップセンターについては、仲真紀子教授が独立行政法人 科学技術振興機構の研究開発プロジェクト「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」のニューズレター vol.1（2009 年 3 月発行，p6）で紹介しています（https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=1&ved=0CB8QFjAAahUKEwj9l8yvzO7HAhWkPKYKHeYVA7w&url=http%3A%2F%2Fchild.let.hokudai.ac.jp%2F_obj%2F%3Fd%3Ddoc%26r%3D18%26o%3D2&usg=AFQjCNGM_1ewE3rYrWMVh7mPgrQimhOOQg&sig2=9tBx5ty1DwUwEd0jrW4kag&cad=rja）。

法は、本来人々の生活の中で生じた様々な人権侵害や困難を解決するために存在するはずです。子どもが法の主体である、という認識は、わが国ではまだ未成熟な状況ですが、子どもの権利条約批准から約 20 年を経て、性虐待の被害に遭った、あるいは晒されている子ども達が、被害を相談し、あるいは、自らの被害状況を「司法面接」の技法を通じて出来るだけ正確かつ的確に語り得ることは、早期の被害発見と対応につながります。ひいては、予防にもつながり得ます。

私の仲先生との出会いは、1997 年、子どもの目撃に関する警察官調書（員面調書）の供述分析を依頼した際に始まりました。その仲先生が中心になって、「司法面接」の技法を長年にわたり児童相談所や警察、検察庁等でも広めようと活動を続けておられます。「司法面接」による DVD 等の証拠化が制度として保障されるように、法律家も、制度の整備に向けてより積極的に活動する時期です。司法面接は、捜査のあり方を改善するためにも、さらに捜査の可視化にも有効であり、なによりも、被害者の負担軽減や早い段階での証拠化に向けた大きな一歩となるからです。

2015 年 1 月 16 日の札幌法と心理研究会で講演中の秀嶋先生

研究アゴラ

研究紹介

アメリカの大学院における社会心理学者と「法」

名古屋大学大学院 環境学研究科　唐沢 穣

私の専門は社会心理学です。この分野と法学の研究者が連携に成功している例はと言うと、日本はもちろんアメリカの大学（院）でも、その数は決して多くありません。そんな中で、幸いにも私が研究交流の機会を得た、プリンストン大学とカリフォルニア大学バークリー校にみる実例の一端をご紹介します。

プリンストンの心理学部・社会心理学分野といえば、むしろ近年は、偏見の研究と脳神経科学に重点を置いているように見えるかもしれません。社会的認知研究の巨匠で、偏見の弊害について最高裁で専門家証言の実績を持つ Susan Fiske 教授をはじめ、中堅・若手の教授陣にも偏見研究者が揃っています。人種、性別、信条などの社会的カテゴリーに基づく偏見が北米社会で否定されるのは、主に、教育、雇用、交友関係の選択といった、個人の権利を侵害するという理由からです。法の専門家でなくとも、こうした意識を強く持っている人が多いと感じます。もちろん日本でも同様の主張はされますが、むしろ一般市民の間では、他者を偏った目で見るなど「失礼である」「人を悲しませ不幸にする」といった意味合いで「悪」とされることが、比較的多いように思われます。こうした法意識の日常性が、社会心理学研究者の観点にも反映しているとするのは、決して拡大解釈ではないと考えます。

またここには、故 Edward Jones の影響も残っています。彼は原因帰属研究という一大領域を開拓した一人です。原因帰属とは、論理学や科学的思考方法を学んだわけではない一般の人々が、自分や他人の行動、さらには社会的な事象の「原因」を推論する過程のことです。法学の分野では、事実認定の過程と深く関わると言えるでしょう。こうした、一般人がもつ「素朴理解」の過程と内容を明らかにすることへの関心が、時代を経て社会的認知研究として発展し、現在もプリンストンの研究者たちに受け継がれていると実感することがよくあります。

この他、伝統的な社会心理学のテーマである、社会的態度や集団規範なども、現代ヴァージョンの形をとって研究されています。その多くが、たとえ「法と社会心理」の問題と位置づけられていなくても、いつでも法の問題と明示的に関連づけられるといった雰囲気をもっています。院生たちとの議論や雑談にも、法に対する意識と理解の深さを感じたことが何度もありました。その背景に、法学者との協働で多大な功績を残してきた John Darley の存在があるのは明らかでしょう。最近引退したことは残念ですが、きっとまた新しいアイディアと素養を持った後継者が登場することと思います。

一方、バークリーにも法の研究と関わる社会心理学者は数多くいます。特に School of Law には、偏見研究や文化心理学的研究で数多くの業績をもつ Victoria Plaut、プリンストンで Darley の薫陶を受けた Avani Mehta Sood など、法学と心理学の両方で学位を持つ研究者が活躍しています。School of Public Policy にいる Jack Glazer は潜在的な偏見を測定する社会心理学手法である「潜在的連合テスト (IAT)」を開発したひとりで、現在は警察の人種プロファイリングについて重点的に調べています。

これらの大学では、心理学と法学に留まらず、さらに広範な学際交流も活発に行われています。例えばプリンストンの心理学部は最近、新築の学舎に引っ越しましたが、そこは心理学と脳神経科学の２つのウィングが並行し、それを各階で渡り廊下がつなぐ構造になっています。自前の fMRI などの機器が、院生主導の研究プロジェクトでも活用されています。他方、基礎研究を社会へ実装する意識も明確で、社会心理学の院生が、国際問題・政策科学の Woodrow Wilson School と心理学部を行ったり来たりする姿を日常的に目にします。このような環境が、私たちの「法と人間科学」プロジェクトと同様の問題意識を、より大胆に、そしてより大規模に展開することを可能にしています。

以上、私自身の表現にも繰り返し出たように、個人的感想の域を出ない観察もありますが、学際研究を志す方々の参考になれば幸いです。

（上）UC バークリーキャンパス

（右）プリンストン大学の Woodrow Wilson School